介護保険制度について

介護保険のサービスを受けられる方 [被保険者]

65才以上の方
(第1号被保険者)
要支援・要介護状態の人。



40~64才の方(第2号被保険者)
医療保険に加入している方で、特定疾病(下記参照)により要支援・要介護状態の方。



特定疾病とは次の16種類です

- ●筋萎縮性側索硬化症(ALS)
- ●進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ●がん末期
- ●関節リウマチ
- ●後縦靱帯骨化症
- ●多系統萎縮症
- ●脊髄小脳変性症
- ●早老症
- ●糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ●骨折を伴う骨粗鬆症
- ●閉塞性動脈硬化症
- ●脳血管疾患
- ●脊柱管狭窄症
- ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ●慢性閉塞性肺疾患(肺気腫・慢性気管支炎・気管支喘息・びまん性汎細気管支炎等)
- ●初老期における認知症(アルツハイマー病、脳血管性認知症等)

介護保険の利用手続き



1 市区町村の窓口へ申請

申請手続きは本人、家族の他、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センター等に代行してもらう事ができます。

2 調査員の訪問

基本調査と特記事項(基本調査には盛り込めなく、調査員が特に重要と思った事項)により利用者の心身の状態を調査します。

調査票 / 主治医による意見書



3 コンピュータによる1次判定

調査票および医師の意見書の一部をコンピュータにより判定します。

4 介護認定審査会による2次判定

1次判定、特記事項、主治医の意見をもとに、介護にかかる時間や状態の維持改善する可能性を考慮し判断します。

1次判定 / 特記事項 / 主治医による意見書

非該当

自 立
自立した生活が送れる全ての高齢者

認 定

事業対象者
介護や支援が必要となるおそれのある方

地域包括支援センター介護予防ケアプランの作成
地域包括支援センターの保健師等が、アセスメントを行い、生活機能の改善や重度化の予防のためのプランを作成します。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス	一般介護予防事業(※全ての高齢者が対象)
●訪問型サービス ●通所型サービス ●その他の生活支援サービス	●運動機能や口腔機能の向上 ●栄養改善 ●認知症予防 ●地域の「通いの場」への参加